名称　広島大橋橋梁灯（P二灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C二灯）の北方約六八〇メートル
北緯　三四―二一―二三
東経　一三二―二九―五〇
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の北方約六〇〇メートル
北緯　三四―二一―二一
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C二灯）の北方約六〇〇メートル
北緯　三四―二一―二〇
東経　一三二―二九―五〇
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P十一灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の北方約二五〇メートル
北緯　三四―二一―〇九
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P十三灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の北方約一八〇メートル
北緯　三四―二一―〇七
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P十四灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C二灯）の北方約一八〇メートル
北緯　三四―二一―〇六
東経　一三二―二九―五〇
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P十五灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の北方約七三メートル
北緯　三四―二一―〇三
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P十六灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C二灯）の北方約七三メートル
北緯　三四―二一―〇三
東経　一三二―二九―五〇
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P十七灯）
位置
所在地　広島大橋橋梁灯（C一灯）の南方約八〇メートル
北緯　三四―二〇―五八
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（C二灯）の南方約八〇メートル
位置
所在地
北緯　三四―二〇―五八
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　広島大橋橋梁灯（P十八灯）
位置
所在地
北緯
東経　一三二―二九―四九
変更した事項
記事　西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所管理
変更年月日　平成十九年七月一日

名称　久慈港諏訪下外防波堤灯台
位置
所在地　岩手県久慈港（諏訪下外防波堤外端）
北緯　四〇―一一―二二
東経　一四一―四八―四五
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
記事　補正

名称　播磨室津港南防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県たつの市（室津港南防波堤外端）
北緯　三四―四六―〇五
東経　一三四―三〇―〇三
変更した事項
位置
所在地　兵庫県たつの市（室津港南防波堤外端）
北緯　三四―四六―〇四
東経　一三四―三〇―〇三
記事　補正

○海上保安庁告示第四十四号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三五度五分、北緯三四度五七分三〇秒、東経一三九度一二分三〇秒、東経一三九度二〇分の各経緯度線で囲まれる海域

(ロ)　北緯三四度東経一三八度一五分、北緯三四度四五分東経一三八度一五分、北緯三四度四五分東経一三八度三五分、北緯三五度五分東経一三八度三五分、北緯三五度五分東経一三八度四五分、北緯三四度東経一三八度四五分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ハ)　北緯三一度一五分、北緯三〇度四五分、東経一三一度三〇分、東経一三二度の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年二月二十日から平成二十四年二月二十八日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第六号（平成二十四年二月十日発行）、十管区水路通報第六号（平成二十四年二月十日発行）

○海難審判所告示第一号

海難審判法第五十一条の規定により、次の海技免状の無効を宣する。

平成二十四年二月十七日

広島地方海難審判所理事官　平井　勉

海技士の本籍、氏名、生年月日

宮城県　菅原　利明　昭和二十六年七月五日生

免状の種類及び番号

四級海技士（航海）免状　第五四〇〇八四〇〇七七五〇四号

免状の交付年月日

平成二十一年六月一日